

社会主義ユーゴスラヴィアにおける 多民族政策とロマ運動

山川 卓*

はじめに

近年の欧州において「移民」の排斥を掲げる政党・社会団体が勢力を拡大している。これは欧州地域に限定される現象ではなく、国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報の流動性が増す中で、自らが依って立つと認識する社会的地位・価値の喪失を恐れる人々から生じてくる一般的な動きとして理解できる。しかし、過去30年の内に人の自由移動原則が確立され、多文化主義的な政治規範を掲げてきた欧州において、目に見える形で国境の壁が再形成されると同時に排外主義的政策への支持が拡大してきたことは、一つの転換点を示しているように見える¹⁾。他方で、クリスティアン・ヨプケ (Christian Joppke) は現代欧州諸地域の市民権規定を分析する中で、成員資格からナショナリティに基づく前規定性が失われつつある傾向を見出している。長期的な観点からすると、市民権が道具主義的な制度に変化しつつあるというのである²⁾。

上記の一見相反する傾向は、共同体形成における「他者」認識と境界線画定の具体的過程を反映している。外部から移住してきた人間にせよ、元々内部に居住していた人間にせよ、共同体において異質性が認識される際には合理的な要素と非合理的な要素が混ざり合って認識を形成すると考えられる。つまり、普遍主義的、合理的な体制・制度が、いかに個別主義的、非合理的な要素・意識を土台として規定されているかという点が、特定の共同体およ

* 立命館大学国際関係研究科研究生

び政治体制による他者の位置づけ方を決定する³⁾。

ヨプケは上記のような市民権の透明化過程とあわせて、欧州の各政体における政治的傾向が、普遍主義的な反差別原則へと傾斜しつつあることを指摘する⁴⁾。しかし反差別原則は、実質的に特定のカテゴリーの特権的地位を保全するためのカラーブラインド・イデオロギーに転化する可能性も有している⁵⁾。マイノリティへの種々の差別是正措置を「特権」として批判する声の中には、自分たちこそが差別されていると主張し、表向きは非合理的な要素に基づくカテゴリーの特別扱いを認めないという形式をとりながら、既存の政治・社会体制に埋め込まれたマジョリティ＝マイノリティ関係を維持することによって、自らの生得の特権を囲い込もうとする主張が含まれている。特定のカテゴリーにマイノリティとしてのスティグマが付与された状態で形式的な普遍主義原則を導入することは、現実に存在する差別的構造を温存する結果を招くであろう⁶⁾。かかる類の形式的な普遍主義に直面する際、否応なく非合理的な要素に規定される諸個人にとって政治的平等性とはいかにして保障されうるのかを考察する上で、多文化主義的な取り組みは無視しえない。

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国（以下ユーゴ）は、多民族性を政治制度に埋め込み、多民族の共存を規範として掲げた多文化主義的国家であった。そこには、反差別原則のみならず、集団としての権利、自決権の承認によって民族間の平等を保障するという理念が存在した。しかし、ユーゴは半世紀に渡って存続した後に武力紛争を伴って解体した。かかるユーゴの多民族政策の意味を解明することは、社会の成員が抱える不安と不満が他者に対する可視的な差別・暴力という形をとって広範な地域で表出しつつある現代的状況において、あらためて多文化主義の限界と可能性を考える上で意義があると考えられる。

ユーゴの多民族政策を考察するにあたっては、そこで用いられた政治的主体に関する諸カテゴリー概念の整理を行う必要がある。ユーゴでは、「ナロー

ド (narod)」、「ネイション (nacija)」、「ナロードノスト (narodnost)」といったカテゴリーが用いられた。この中で最も重要かつ多義的な言葉がナロードである。この言葉が示す対象は、ユーゴ連邦に所属するすべての人の集合としての「人民」であり、特定の共和国（地域）に居住する「国民」であり、特定のエスニック／ナショナルな集団を示す「民族」であり、労働者 (radni narod) でもあった。その上で、民族の意味で用いられるナロードはナロードノストと明確に区別されていた。すなわち、ナロードは各共和国の政治主体としての「構成民族 (konstitutivni narod)」⁷⁾に限定され、それ以外の民族は基本的にナロードノストとされたのである。さらに、ナロードノストとして明示されないエスニック集団 (etnička grupa) に関する言及もあり、この人々はナロードやナロードノストほど明確に集団的地位を認められたわけではなかった⁸⁾。各カテゴリーの意味づけは、時代、政治情勢に応じて変化した。ユーゴでは、かかる分類を土台としながら、社会主義イデオロギーとの整合性をとりつつ、各カテゴリーの集団的権利に配慮した統治が実践されていたのである⁹⁾。

また、ユーゴ連邦最初の1946年憲法において、構成民族以外の人々はナショナル・マイノリティ (nacionalna manjina) として認識されていた。しかし、デヤン・ヨヴィチ (Dejan Jović) が論じるところでは、特に1970年代以降のユーゴにおいてマイノリティという言葉は公式に使用されていない¹⁰⁾。全てのナロード、ナロードノストは社会主義の理念の下に平等であり、マジョリティの特権やマイノリティの不利益は理論上存在しえないとされたのである。だが、民族を法制度によって分類している以上、現実には発生する支配＝被支配関係は民族単位で認識される。それゆえ、事実上のマイノリティの立場に置かれた人々は、民族としての承認、地位向上を通して解決を図るということになる。「ロマ」¹¹⁾の人々による運動がそれに当たるものであった。

ロマは中世から現代に至るまで、欧州の各地域で「他者」として位置づけ

られ続けてきた人々であり、ユーゴにおいても例外ではなかった。しかし、ユーゴ連邦の時代はロマの人々による政治運動が活発に展開されるようになった時期でもあった。ロマ運動は、ユーゴの多民族政策がマイノリティをどう位置づけてきたかを、マイノリティの活動の側から示すものである。

ユーゴの領域におけるロマに関する先行研究は、文化・社会的生活の実態を調査したものが多く、特にユーゴ連邦時代に関しては政治的位置づけという文脈で体系的に論じたものは少ない¹²⁾。例えば、ミルティン・プロキチ (Milutin Prokić) は各種統計を用いて、ユーゴ連邦におけるロマの置かれた社会経済的状况が一般的に改善してきたことを指摘しながら、経済状况の改善がロマの同化を導いており、必ずしもロマの社会的地位が向上したわけではないと論じている¹³⁾。社会経済的状况の改善が民族的な同化に繋がるという現象は、その社会・政治体制の多文化主義の性格、およびその民族の運動の性格を反映していると考えられるが、プロキチはその点には踏み込んでいない。また、自らロマ運動に携わってきたライコ・ジュリチ (Rajko Đurić) とドラゴリュブ・アツコヴィチ (Dragoljub Acković) の著作では、ユーゴ連邦時代のロマ運動について散文的な叙述がなされている¹⁴⁾。しかし、ロマ運動がいかなる政治的・社会的・経済的背景において、いかなる論理に基づいて展開されたのか、体系的に論じられていない。それゆえ、本稿ではユーゴにおけるロマ運動を、ロマの政治的・社会経済的な位置づけという視点から捉え直し、その上でユーゴ多民族政策とロマ運動の論理を明らかにすることを目的とする。

ロマに属するとされる人々は、多様な文化的背景を有し、それぞれが独自の集団的アイデンティティを持ち、欧州を中心として広範な地域に分散して居住し、「自らの国家」を持たない¹⁵⁾。それゆえロマ運動は、相異なった共同体を構成する人々によって、国民国家の領域を横断して一つの民族の紐帯を形成しようとするものであった。一方、社会主義ユーゴは多民族によって構成される連邦国家であった。ユーゴ多民族政策の下で展開されたロマの越

境的な民族運動は、国民国家とマイノリティの関係という一般的な問題に対して新しい視座を投げかける可能性を秘めていると考えられる。その意味で、ユーゴ多民族政策におけるロマの位置づけという主題は、現代の国民国家におけるマイノリティ保護のあり方を問う上でも示唆的な事例である。

本稿では、まずユーゴ多民族政策の成立過程と理論的背景を論じる。次いで、ユーゴにおいてロマ運動がたどった歴史過程を記述し、さらにロマとされる人々の社会経済的実態と照らし合わせながら、ロマ運動が展開された背景とユーゴ多民族政策の性格を明らかにしていく。

第一章 社会主義ユーゴスラヴィアの多民族政策

第一節 民族の制度化

第二次世界大戦後のユーゴ政府と共産主義組織は、民族について両義的な立場をとっていた。一方では、19世紀以降の当該地域において歴史的に展開されてきたナショナリズム運動の抑制、およびソ連に対するユーゴの自立という現実政治における要請から、各民族が自決権を有するという論理を立てる必要があった¹⁶⁾。他方で、社会主義革命の延長線上にあるとされる、階級構造の撤廃による共産主義社会の実現と「国家の死滅」を目的としており、その文脈で民族意識は最終的に消滅するものとして位置づけられていたのである¹⁷⁾。

戦後ユーゴの政治体制は、パルチザン闘争を展開する勢力が1943年に開催した第二回ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会 (Antifašističko Veće Narodnog Oslobođenja Jugoslavije: AVNOJ) 会議によって基礎が作られた。この会議では、AVNOJを旧ユーゴ王国地域での立法・執行を総括する主体として認める決定が下され、新しいユーゴが旧体制とは異なった諸ナロードの連邦共同体として生まれ変わることが宣言された。そして、各ナロードは他のナロードとの結合および分離の権利を含む自決権を保持していると

された。つまり新ユーゴは、人民の意思を抑圧してきた中央集権的かつ反動的な旧ユーゴ王国や枢軸国支配体制とは異なる政治体制であるとする原則が定められたのである¹⁸⁾。

ここで、自決権の主体はナロードとされている。これは、一面ではユーゴに住むすべての人民の集合としての意味であり、同時に個々の地域の人民をも意味している。しかし最も重要な点として AVNOJ の「連邦制原則に則ったユーゴスラヴィア建設に関する決定」の第二条に、「全てのユーゴスラヴィア諸ナロードの主権原則が実現され、ユーゴスラヴィアは全ての個々のナロードにとっての真の祖国として打ち立てられ、これ以降決してヘゲモニー勢力によって支配されることがないように、連邦制原則に基づいて建設されてゆく。それは、セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、マケドニア人、モンテネグロ人、またセルビア、クロアチア、スロヴェニア、マケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの諸ナロードの完全な平等に資する」¹⁹⁾ とあるように、各地域の人民が構成民族と関係づけられる形で自決権が付与されている。つまり、地域人民としてのナロードが民族としてのナロードと重ね合わせられているのである²⁰⁾。

かかる第二回 AVNOJ 会議の決定が下された時点で、パルチザン側が実効支配していた地域は旧ユーゴ王国版図の半分ほどでしかなかったため、連邦制原則に基づいた政治体制の構築は軍事闘争と並行する形で進められた。それゆえ、連邦構成体の形は反ファシスト闘争の過程が反映された流動的なものであった。例えば、当初ユーゴのパルチザン指導者はコソヴォを含めたアルバニアの将来的なユーゴへの統合を想定していたが、逆にコソヴォの地方組織は「アルバニア人」の分離およびアルバニアとの統一国家形成の可能性を探っており、最終的にコソヴォ・メトヒヤはユーゴの自治区として画定された²¹⁾。1946年憲法の規定では、戦後ユーゴの連邦制が各地域・集団の自決権行使によって形成されたことになっているが、実際には第二回 AVNOJ 会議の時点で、明確な形を持った政体が各地域に並存していたわけではな

かった。逆に、AVNOJ 会議を通してユーゴ連邦の中央政府が形成された後に、各地域のパルチザン組織を土台として、連邦を構成する共和国・自治州等の統治機構が形成されていったのである²²⁾。

それゆえ、戦後のユーゴ連邦制は、解放闘争、労働者革命、共和国人民、民族という概念から引き出される正統性が複雑に混合されつつ、現実の軍事闘争と政治的交渉の結果として生み出されたものであると言えよう。そうした曖昧さを包括するのが「人民民主主義」という言葉であり、戦後ユーゴは当初、この概念に統治の正統性を集約しようとしたと考えられる。

しかし、1948年のコミンフォルムからのユーゴ追放以降、ユーゴの連邦制にはソ連に対抗するために新たな意味が付与される²³⁾。戦後ユーゴの政治体制の枠組みは、パルチザン闘争過程に基づいていた。その一方で、戦前からユーゴ共産党の指導的地位にあったモシャ・ピヤージェ (Moša Pijade) がコミンフォルム追放直後の党大会で、「我々は、自らの経験を理論的に構築することに十分な関心を払わなかった。(中略)我々はソ連の理論家から援助を期待していたと言わねばならない」²⁴⁾と述べたように、明確な革命理論に支えられたものではなく、ソ連の統治を模範として形成されたものであった。それゆえ、ソ連から社会主義国として失格の烙印を押されたことで、体制の正統性を導出するイデオロギーの危機に陥ったのである。その状況の中から、マルクス・レーニン主義の原点である労働者の解放という目的に立ち返ることで生み出されたのが自主管理社会主義であった²⁵⁾。

1950年代以降、自主管理の理念が漸進的に労働・社会制度として形にされていく中で、連邦内における共和国・自治州間関係と、ナロードの意味にかかわる変化が見られるようになる。

まず、1943年の時点で各人民の自決権を通じて集約されたことになっていた連邦政府の権限は、再び中央から各共和国へ配分されていくことになった。つまり、連邦＝共和国間での分権化が進められたのである。また、分権化に伴って共和国と自治州・自治区間の権限の平準化も進展した。コソヴォ・メ

トヒヤは1963年憲法により自治区から自治州へと立場を向上させた。1968年憲法修正条項では、修正7条で自治州が連邦構成単位であることが強調され、18条では自治州もまた自決権行使によって連邦に参加した政体であるとされた。さらに19条では、ナロードの権利がナロードノストにも認められると決定されたのである。そして1974年憲法では、両自治州がユーゴ連邦の最高意思決定機関である幹部会に代表を有することとなり、共和国と同程度に連邦政府の意思決定過程へ参与しうる制度設計が図られたのである²⁶⁾。

このような分権化と並行し、民族自決権の主体としてのナロードの意味が変化してきた。1963年憲法では、ユーゴ連邦は「労働者 (radni narod) 権力と自主管理に基づく」「平等な諸ナロードの自発的統一による連邦国家」となっていたのが、1974年の憲法では「労働階級および全労働者 (radni ljudi) の権力と自主管理に基づく」「労働者、市民、平等なナロードとナロードノストの社会主義・自主管理民主共同体」としての連邦国家とされた²⁷⁾。より分かりやすい例としてクロアチア共和国憲法を見ると、1963年の共和国憲法では「労働者権力と自主管理に基づく、クロアチア・ナロードの国家的社会主義・民主共同体」となっている一方で、1974年クロアチア共和国憲法では「クロアチア・ナロードのネイション国家 (nacionalna država) であり、クロアチアにおけるセルビア・ナロードの国家およびこの領域で生活するナロードノストの国家」とされている²⁸⁾。すなわち、1974年憲法においてナロードは「労働者」を意味する言葉として使用されず、共和国内の複数の民族に適用される言葉として用いられている。つまり、人民や国民というより民族としての意味によって記述されているのである。また、ナロードとナロードノストの同権が強調され、併記されることによって、一層統一的な人民としてのナロードの意味が薄れている。

この変化はナロードノストやエスニック集団に関する規定にも反映された。エスニック集団の権利は、各共和国・自治州の憲法規定によって異なっていたが、ナロードノストについては、母語使用の自由と平等性の保障、自

らの母語で教育を受ける権利、公的な社会生活や行政手続において自らの母語を使用する権利、自らの文化を發展させる活動を展開し団体を組織する権利、人口比に応じて行政府・政治団体に代表を確保する権利などが1974年憲法において認められた²⁹⁾。こうした権利の多くは、ユーゴ連邦発足当時から認められており、少数言語による教育や文化団体の活動が許可されていた。しかし、自主管理体制が導入された1950年代には、逆に各文化団体の活動縮小や共和国の公定言語による教育の徹底など、同化主義的な政策が強化された³⁰⁾。それが1960年代に入ると、集権主義を貫いていた保守派の失脚と一連の改革を通じて、ナショナルな運動への配慮が強化された。1974年憲法はそうした流れの一つの到達点であると言えよう。したがって、ナロードが民族としての意味を強めると同時に、ナロードノストの地位・権利も拡大されたのである。

ユーゴ連邦の多民族政策は、実際の政治過程において以上のような変遷をたどった。次に、それはどのような理論に裏打ちされていたのかを確認しなければならない。

第二節 マルクス主義理論の枠組み

ユーゴの自主管理イデオロギーの理論的支柱はマルクス主義的思想であった。同時に、その核心はスターリンとの対決の中で形成されてきた。そのため理論的根拠はレーニンの民族自決権論から引き出されたものと考えられる。それゆえ、マルクスおよびエンゲルスの民族理論を検討し、レーニンとスターリンの民族自決にかかわる対立を分析する必要がある³¹⁾。

マルクスとエンゲルスは、基本的には民族を経済的範疇として把握していた。彼らの理論では近代資本制社会の展開に伴う生産力の發展によって、「大民族」による巨大な資本主義国家が成立し、「小民族」はその中で駆逐される。それにともなって階級社会の矛盾が巨大になることで、労働者革命が発生する前提条件が生まれるとした。つまり、階級間の支配＝被支配関係を普

遍的問題として認識していたがゆえに、労働者革命へ至る道での少数民族の消滅は本質的問題ではないと把握していたとされる³²⁾。

レーニンはそうした理論を基本的には継承しながら、民族自決権の原則を主張し、あらゆる民族が単独での国家形成もしくは共同国家への参加決定の権利を保持することが認められるべきとした。労働者革命運動が諸民族の運動によって分断されないための方法として民族自決を支持したのである³³⁾。レーニンのこうした理解は、基本的にはスターリンも共有していた³⁴⁾。しかし、レーニンとスターリンは、「大民族」としてのロシア民族による他民族支配に関する問題意識が異なっていた。それが、ソ連を形成する過程において深刻な対立を引き起こすこととなった。ロシア革命後、ソ連の体制構築と権力の一元化を優先し諸民族の要求を黙殺しようとしたスターリンに対し、レーニンは「抑圧民族」の「被抑圧民族」に対する支配の弊害を説いた。スターリンは、民族をあくまで制度主義的に把握し全体的な国家経済の構築によって解消するという方針をとった。つまり、「大民族」による「小民族」の抑圧を非本質的な問題としたのである。それに対してレーニンは、諸民族の同権という原則を「下からの」社会形成の基盤および民主主義の創出可能性として捉えたのである³⁵⁾。

レーニンのスターリンに対する批判は、戦後ユーゴを代表する政治指導者であったエドヴァルド・カルデリ (Edvard Kardelj) の議論にも継承されている。カルデリは、スターリンが民族を言語や文化的表象などの外的な現れとして機械的に把握し、その本質的な問題が人々の意識の内にあることを理解していなかったと批判した。その上で、民族の自決と平等を裏付ける社会的・経済的条件が整備され、新たな社会的分業形態が発展することによって、人々の意識が変化し、民族という枠組みが乗り越えられると主張していた³⁶⁾。

これは、レーニンとスターリンの民族政策にかかわる方針の相違点を基点にして、ユーゴ独自の道を正当化する議論と言える。ユーゴの政治指導者たちは、スターリンがソ連共産党を中心とした共産主義世界の形成を第一義と

して、ユーゴの自律的行動を許さないと理解した。それに対抗するために、社会主義革命の実現において民族意識の重要性を強調したレーニンの理念に依拠したと考えられるのである。

しかし、ここにはレーニンとスターリン、ひいてはマルクス・エンゲルスにも共通する民族理解が通底している。彼らの民族理論は、いずれも唯物史観に基づく資本制社会形成論の上に成り立っている。すなわち、民族を「本源的契機」に制約されない歴史的な共同体として捉え、資本制社会の諸矛盾によって引き起こされる労働者革命の後に消滅するものとして位置づけたのである。レーニンが否定したのは「小民族」に対する「大民族」の支配であり、民族間の不平等であった。しかし、民族というカテゴリーそのものの漸進的消滅は究極的には否定されていなかった。むしろレーニンの民族理論の核心は、民族間の平等を保障しながら労働者革命を進展させ、一人ひとりの解放がなされることで民族意識が重要性を失う方向へ向かわせることに他ならない³⁷⁾。

かかるマルクス主義の骨子に従って、ユーゴ連邦の政治指導者は、ナロードとナロードノストの平等を法制化し、マジョリティ＝マイノリティ関係が理論上存在しないという立場に立ったのである。つまるところ、ユーゴの多民族政策は階級関係の克服に伴う「国家の死滅」と、その延長線上に「民族の死滅」を想定するという発展史観の上に成立していたために、いかに民族の平等と「兄弟愛」を唱えエスニックな「ユーゴスラヴィア人」の創出を否定したところで、「統一」へと偏向していかざるをえないものであったと考えられる。

また、歴史的・経済的範疇として見なされた民族はいずれ消滅するものとして認識されながら、同時に政治・社会制度を通じて「実体」として位置づけられた。つまり、ナショナル・アイデンティティはマルクス主義理論の中で将来的に失われる歴史的産物とされた一方で、民族は自決権、言語・文化的行為の主体として社会・政治制度と人々の意識の中に固定的に埋め込まれ

た。それゆえ、体制のイデオロギーと多文化主義的実践の間には矛盾が存在した。この矛盾が、民族を共約不可能な共同体として認識させる契機として作用したと考えられるのである。

以上のように、ユーゴ連邦の多民族政策は、パルチザン闘争とコミンフォルム追放という経験、および労働階級の解放と民族・国家の消失というマルクス主義の発展史観に裏打ちされていた。では、かかる統治のもとでロマの人々は如何なる運動を展開してきたのであろうか。

第二章 ユーゴスラヴィアにおけるロマ運動の歴史

ロマとされる人々について、近代における封建制の解体と資本制社会の成立過程によって周縁化されてきた人々であるとする議論が、これまでのロマ研究によって提示されてきた³⁸⁾。少なくとも、近代資本制社会の成立に伴ってロマを対象化する政策が展開され、それを通じて蔑称としての「ジブシー」という概念が、近代社会で許容されないものの象徴として意味づけられてきたことは確かであろう。

その一方で、近代は国民国家体制の敷衍と結びついた諸ナショナリズム運動の勃興を導いた。20世紀に入ると、ロマの人々による組織化が展開されるようになる。最初期の試みの一つとして、1927年にベオグラードで「セルビア・ツイガン共同体 (Srpsko-Ciganska Zadruga)」が立ち上げられ、病人や死者が出た際に会員間で相互扶助が行われるような取り決めがなされた。1935年には、「ベオグラードツイガン聖『ビビヤ』協会 (Udruženja Beogradskih Cigana Svečara „Bibije”)」が創設された。同協会の目的には、(1) 会員の交流、(2) 文化的社会組織の展開、(3) 特に戦災孤児を対象とする若者への通学・就業支援、(4) 住居建築資材の提供の四点が挙げられている³⁹⁾。また、同年ロマニ語による雑誌『ロマーノ・リル (Romano Lil)』が創刊された⁴⁰⁾。これらの活動は、政治的運動というよりもロマの人々の生活環境を改善する

ための協同組合活動としての性格が強かった。活動の規模や広がり、どの程度のものであったのかは明確ではないが、こうした活動を展開できたベオグラードのロマは相対的に恵まれた状況に置かれていたと考えられる⁴¹⁾。

大戦間期ユーゴにおいて、ロマとされる人々が置かれた一般的な社会状況や各当局によるロマに対する同化政策は、地域・人によって異なる様相を呈していた。これまでの先行研究によれば、ロマとされる人々の多くが一般的に貧困状況に置かれていたこと、公的な教育制度に参加する機会は少なく非識字者が多かったこと、そして周囲からの差別、不信と敵意の対象になっていたとする見解が多い⁴²⁾。

だが、ロマとされる人々に最も大きな困難を与えたのは、1941年4月の枢軸国によるユーゴ王国占領と、傀儡国家として成立したクロアチア独立国による支配であった。クロアチア独立国では統治を開始した直後の4月30日に、いわゆる人種法が施行された⁴³⁾。ナチスのニュルンベルク法に倣って制定された人種法では、「ユダヤ人」と共に「ツイガン」は「アーリア人」の社会生活から隔離されることが定められた。その3ヶ月後には、全ての「ツイガン」の当局への登録が義務付けられ、登録しない者は罰せられると布告された。1942年の5月から、ロマとされる人々の大量逮捕と移送が開始され、年齢や性別、生活慣習に関係なく収容所へ送られた。そして、ヤセノヴァツを中心とした収容所群において「セルビア人」や「ユダヤ人」と共に虐殺されている⁴⁴⁾。

では、上記のような歴史の延長線上で戦後ユーゴにおけるロマはどのように位置付けられたのか。また、その位置づけに対してどのような運動が展開されたのか。戦時中の絶滅政策によって、公的機関一般に対するロマの人々の側の不信は根深いものになっていたであろう。1948年の人口調査で「ツイガン」に分類された人々は、ユーゴ全体で72,736人となっているが、行政府の調査に応じること、ロマであると表明することに危険を感じていた人々は相当数存在した⁴⁵⁾。一方で、ユーゴ連邦行政府によるロマ政策は、社会主義

イデオロギーと民族の平等という論理の上に成立していた。その不信と公的イデオロギーの間に、ロマ運動が生じたという構図を仮定できる。

1948年の人口調査において民族別の調査結果に「ツイガン」の項目が設けられたように、ユーゴ連邦では当初から、ロマは実質的にエスニック・カテゴリーとして認識されていた⁴⁶⁾。憲法上の位置づけで言えばナショナル・マイノリティということになる。

エスニック・カテゴリーとしてのロマに対するユーゴ政府の姿勢を貫くものは、人民民主主義とナショナル・マイノリティの権利の保障に基づく、非差別の原則であったと考えられる。例えばピヤードは戦後間もない頃に、ニーシュの公共浴場でロマの利用が禁止されたという事例に触れながらユーゴ連邦におけるロマ差別の存在を指摘し、これを批判している⁴⁷⁾。だが、他の社会主義諸国と異なり、少なくともロマを特別な標的とした強制定住政策が公的に実施されることはなかった⁴⁸⁾。

しかし、文化・言語等にかかわるナショナル・マイノリティとしての集団的な権利をめぐる活動は、当初は政府や共産党指導部によって積極的に奨励されるものではなく、団体を形成して民族活動を展開する権利の保持を認められるにとどまっていた。活動に際して公的な財政支援が行われる場合もあったが、活動を展開するための組織力を十分に持たなかったロマの人々は、ロマの諸言語による教育や自らの文化奨励活動を広く展開するまでに至らなかった。1973年には『ロマーノ・リル』が復刊されながら、活動を継続するための予算が確保できず、短期間で廃刊に追い込まれたという事例もあった⁴⁹⁾。

その一方で、戦後ユーゴにおいては多数者社会に認知されるような多くのロマ知識人が出現し、この人々を通じてロマの地位を向上させようとする動きが徐々に展開されていった。スロボダン・ベルベルスキ (Slobodan Berberski)、アブディ・ファイク (Abdi Fajk)、ラデ・ウフリク (Rade Uhlik) といった人々による個人レベルでの政治・文化活動が組織化の契機となるこ

とで、ロマとしての運動が展開されたのである。

その成果の一つとして、1969年6月にはベオグラードで「ロマ (Rom)」協会が立ち上げられた。同協会は、教育、科学、文化、社会問題を主要な活動の焦点として挙げていた。「ロマ」協会の結成会合で公開されたチトー大統領宛ての手紙では、「ロマ」協会が「ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法、SKJ プログラム、SKJ 第9回大会、特にその第7決議⁵⁰⁾に則り」、ロマの人々の啓蒙と「経済的、政治的、社会的、文化的解放を成すこと」を課題とすることが訴えられた⁵¹⁾。自主管理の精神に基づき、ロマが他のナロード、ナロードノストと対等の地位を得ることが目指されたのである。

かかる事例は、背景に1960年代から70年代にかけての社会経済制度改革と分権化運動、ナショナリズム運動の高揚という、ユーゴ連邦全体での政治的文脈が存在したことをうかがわせる。特に、1968年の憲法修正によってナロードとナロードノストの平等を意味する並列表記が徹底されたことは、「マイノリティ」に属するとされる人々にとって、ナロードノストとして認められるか否かという問題が重要な論点になったことを意味していた。

ユーゴ連邦憲法では具体的にどの民族がナロードとナロードノストにあたるかについての言及は無かったが、1974年の各共和国・自治州憲法においては名指しで規定される場合が大半であった。しかし、ロマの場合には、いずれの憲法でもナロードノストとして名指しで明記されることがなかった⁵²⁾。

1974年憲法体制では、連邦憲法のみならず全ての共和国・自治州憲法において、第一条でナロードとナロードノストの平等性が明記されている。同時に、各共和国・自治州憲法では、その共和国・自治州が「誰」の政体であるのか、具体的なナロードとナロードノストの名前を挙げて明記されている。その一方で「エスニック集団」の権利については、憲法条項の中ほどに、所属表明の自由、自らの文化を保全・発展させる権利、言語と文字の使用の権利等を認めるという形で記されている⁵³⁾。つまり、ナロードとナロードノス

トの平等性について繰り返し言及されているにもかかわらず、あたかもそれとは平等でないことを示すかのようにエスニック集団の権利が規定されている。それゆえ、ナロード、ナロードノストとして明記されていないカテゴリーに属する人々にとって、自分たちがエスニック集団に含まれるのか、それともナロードノストと認められるのかという問題が生じたのである⁵⁴⁾。

最も早くロマが公的な場でエスニック集団として認められたのはマケドニアである。それは、マケドニア共和国議会議員を務めていたファイクのロビー活動によって、1971年の憲法修正において認められたことによるものである⁵⁵⁾。また、1974年憲法が採択された直後に「ロマ」協会の会長であったベルベルスキは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるロマの法的地位について同国の執行評議会議長に質問状を送った。これに対して憲法委員会委員長が出した回答では、当初ロマは「母国」を持たない集団であるためにナロードノストではなくエスニック集団として認識されていたが、連邦憲法に照らして整合性を勘案すると、エスニック集団というカテゴリーを設けることがナロードとナロードノストの平等の原則を侵害し、不平等な憲法的地位を定義してしまう。それゆえロマはナロードノストの地位を有すると考えられている、と回答された⁵⁶⁾。

ロマがナロードノストとして認められた事例はいくつか存在するが、それは地域的なものにとどまっていた。少なくともユーゴ全体で、誰がナロードノストで誰がエスニック集団に当てはまるかということを一元的に把握する法的枠組みは存在しなかったのである。一般的な傾向として言えることは、1971年の憲法修正と、同年の反差別法（「ツィガン」という呼称を禁止し、一律にロマを使用することを規定）の制定以降、ロマというカテゴリーの集団の権利行使を後押しする仕組みが出来上がり、種々の文化的活動や社会組織での活動などが前向きに行われるようになったということである⁵⁷⁾。

ただし、政治的意思決定への参与という点では、自主管理社会主義システムにおいては組合、地域共同体、社会政治組織といった単位での会合、代表

者選出がなされていたため、そこでロマとしての立場を代表するということは困難であったと考えられる⁵⁸⁾。また、そのシステムに埋め込まれる民族ごとの代表選出数などの配分については、ナロードとナロードノストに割り当てられていた。つまり、ナロードノストとして認められない限りは、ロマとしての代表を確保できなかったということである。

それゆえ、多くのケースでロマが実際に行使できたのは言語使用、文化保全の権利であった。それも、他のナロードノストが自らの言語による教育体系や公的な場での言語使用を実現していたことと比較すると、辞書の編纂やマスメディアでの番組の放送など、相対的に狭い範囲での権利行使にとどまった。それでも、1980年代にはロマニ語によるラジオ・テレビ番組が開始され、コソヴォの一部公立学校において初等教育の低学年でロマニ語による授業が実施されるなどの成果が挙げられた。1983年には、初めてロマニ語によるロマ語文法書が出版された⁵⁹⁾。

しかし、1990年代に入って各共和国が独立に向かい内戦が勃発する中で、ユーゴ全体でのロマ運動の継続が困難になると同時に、再びロマとされる人々は厳しい迫害を受ける立場に置かれた。その一方で、複数政党制選挙の導入によって各地で新たにロマ政党が結成された。マケドニアでは、新憲法の前文でロマが「ナショナリティ (nacionalnost)」として名指しで明記されたように、各共和国内での活動は継続されたのである⁶⁰⁾。

ユーゴ連邦におけるロマの位置づけは、自主管理理念に基づく民族の制度化という大きな政治的潮流を背景に、マイノリティの制度上の位置づけが変化する中で、個々の運動を通して定められてきたと言えよう。論理上はナロードとナロードノストの平等が認められながら、実質的には各共和国・自治州内で特定の民族に支配的地位を与える階層的な構造が存在し、その中でロマは文化活動の自由を享受するにとどまっていた。どの政体にも一定のロマ人口が存在したにもかかわらず、他の民族に比して集団的権利を行使する事例が少なかったことは、ロマとされる人々自身に訴えかける運動や、政府

および社会組織に働きかける運動の弱さに起因したものと考えられる。

しかしそれだけではなく、ユーゴ連邦においてロマの人々は、貧困、教育、雇用等の問題と関係づけて論じられた。単に独特な文化的集団と認識されるにとどまらず、社会的・階級的な「問題」として認識されたのである⁶¹⁾。次章では、ロマとされる人々が置かれていた社会経済状況を概観し、運動の中での位置づけ方と、ロマに付与されたマイノリティとしての他者性がいかなるものであったのかを明らかにする。

第三章 ロマ運動における社会経済的側面

第一節 ロマ運動と貧困の問題

ユーゴにおいては、ロマ運動やロマに関する研究が盛んになった1970年代以降、ロマが極度の貧困状況にあるということが活動家の言説や実態的調査を通じて語られた⁶²⁾。1980年代には、ザグレブ大学とクロアチア共和国社会福祉事務局の協力によってクロアチア内でのロマの社会状況についての調査が実施され、1989年1月にはベオグラードでセルビア科学芸術アカデミー主催によりロマ研究者の会合が開かれた。以下では主に1980年代のクロアチアにおける調査を元にして1985年に出版された雑誌『村社会学』のロマ特集と、1989年に開催されたロマ研究者の国際会議の報告集である『ユーゴスラヴィアにおけるロマの発展』を中心に取り上げながら、当時のロマの社会状況に関する調査を見ていく⁶³⁾。これは、必ずしもユーゴ全体のロマの状況を網羅したものではないが、その一端を示すものであり、ロマに関する当時の問題意識の見取り図を示すものである。

1980年代前半のクロアチアで実施された調査では、ロマ世帯の40%近くがインフラ設備の無い住居に居住しており、約半数が電気のみが通じている住居に居住している。上下水道まで設置された住居に居住している人々は10%に満たなかった。これは、クロアチア共和国の70%以上の人々が水道

まで設置された住居に住んでいることと比較すると、大きな違いを見て取れる。ロマ世帯がかかる生活環境にある要因としては、経済的欠乏によって十分な住居設備を揃えられないという理由が大きいであろうが、住居設備にかかわる必要意識の問題という側面が存在した可能性も否定できない。いずれにせよ、物質的な設備環境という点からすると、ロマ世帯は一般世帯と比して低い水準にあると評価されており、そのことが問題視されていたということが確認できる（表1）。

表1：住居設備（クロアチア、1981-82年）

	上下水道・電気設備あり	電気設備のみ	設備無し
ロマ	8.7%	51.9%	39.4%
クロアチア全体	70.4%	25.2%	3.1%

※ロマのデータは1981年、クロアチアのデータは1982年のもの

Alija Hodžić, „Životni Standard Romskih Domaćinstava”, *Sociologija Sela*, 23 (87-90), 1985, str.30.

また、ロマが抱える問題として頻繁に語られるのが、公教育への不参加と非識字率の高さの問題である。1980年にザグレブ大学によってクロアチアで実施された調査結果を見ていくと、アンケートに回答した1,006人中、就学歴を持たない者が半数を超える505人、初等教育を修了していない者が424人で、義務教育を修了していない者が92.3%という結果になっている（表2）。

表2：ロマの学歴
（クロアチア、1980年、単位：人）

未就学	504	50.1%
初等教育未修了	424	42.2%
初等教育修了	60	6.0%
中等教育以上就学	17	1.7%
合計	1,005	100.0%

表3：ロマの識字率
（クロアチア、1980年、単位：人）

非識字者	479	47.6%
識字者	527	52.4%
合計	1,006	100.0%

Nives Rebernak, „Pismenost i Obrazovanost Romskog Stanovništva”, *Sociologija Sela*, 23 (87-90), 1985, str.61, 63より筆者作成。

また、識字率に関しては、半数近くの47.6%が読み書きできないという数字が出ている(表3)。

さらに、1981年人口調査のデータからユーゴ全体でのロマとされる人々の職業構造を見ると、鉱山・工業労働者が最も多く、次いで農業労働者が多い。この点は全体の傾向と相似している。一方で、サービス労働と非専門労働に従事する人々の割合が全体よりも高く、逆に司法・行政、専門労働の割合が低いことが特徴として挙げられる。そして、全体の2割近くが失業者となっている。全体として、ロマとされる人々の従事する職種は肉体労働や非専門労働に偏っていることが見て取れる(表4)。

表4：労働力人口の職種（ユーゴスラヴィア、1981年、単位：人）

	ユーゴスラヴィア全体		ロマ	
	人数	割合	人数	割合
農業	2,517,981	26.9%	7,199	16.8%
鉱山・工業	2,947,884	31.5%	14,514	33.8%
小売業	476,918	5.1%	1,193	2.8%
サービス業	529,393	5.7%	4,884	11.4%
公務員（警察、病院等）	159,628	1.7%	359	0.8%
司法・行政職	890,691	9.5%	558	1.3%
管理職	153,745	1.6%	17	0.0%
専門家・芸術家	922,081	9.9%	1,529	3.6%
その他専門職	11,700	0.1%	9	0.0%
非専門労働	162,658	1.7%	4,656	10.8%
失業者	578,992	6.2%	8,020	18.7%
合計	9,351,671	100.0%	42,938	100.0%

Милтин Прокић, „Социјално-Економске Карактеристике Рома у Југославији“, у Мирославу Маџура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.106 より筆者作成。

最後に、労働力人口の学歴を見ると、1981年の人口調査では、ロマとされる人々のうち67.2%もの人々が義務教育を修了しておらず、全体での35.4%という数値と比較して高い割合を示している。大学のような高等教育機関の

修了者は1%に満たず、表4と併せて、ロマの教育歴と職業専門性が、労働者全体の中で低い位置にあることが確認される（表5）。

表5：労働力人口の学歴（ユーゴスラヴィア、1981年）

	ユーゴスラヴィア全体		ロマ	
未就学	666,054	7.1%	10,519	24.6%
初等教育中退	2,646,662	28.3%	18,267	42.6%
初等教育修了	1,973,396	21.1%	9,945	23.2%
中等教育修了	3,228,264	34.5%	3,449	8.1%
高等教育修了	813,435	8.7%	172	0.4%
不明	24,290	0.3%	492	1.1%
合計	9,352,101	100.0%	42,844	100.0%

(人) (人)

Прокић, *нав.дј.*, стр.107 より筆者作成。

以上の調査を見ていくと、ロマとされる人々が実際に社会経済的に困難な状況に置かれていたとともに、教育課程への参加を含め、社会統合の面で相対的に不利な状況に置かれていたとすることができよう。上記の調査結果は1980年代のものであるが、ユーゴ連邦の成立初期と比較して漸進的に改善していたとする指摘もある。ユーゴ連邦の時代を通して、少なくとも上記のデータが示すよりも良好な社会経済状況にロマとされる人々が置かれていたとは考えにくい⁶⁴⁾。

しかし、かかる「実態」が存在したということと、それが「問題」として認識されるようになったこととの間には乖離が存在する。なぜならば、ロマとされる人々はユーゴ連邦成立以前から継続して社会の中で周縁化されてきた上に、その社会経済状況はロマ集団の特徴の一部として考えられてきたからである。それが、1970年代以降の運動や調査の中で貧困、教育、雇用といった社会統合上の問題として語られるようになったということである。

ロマの社会経済状況はユーゴ全体の社会改革の機運と各民族の承認要求

が高まった1960年代以降、ロマ運動が展開される過程において問題化されたものである。1969年に結成された「ロマ」協会の結成会合で採択された宣言では、協会が行うべき活動として、第二次世界大戦で犠牲になった人々のための記念碑の建立、読み書きや就学前教育・職業訓練の実施、計画的・漸進的・システムの雇用確立のための調査・分析および関係する社会团体や組織との協力等が挙げられている⁶⁵⁾。「ロマ」協会の目的は、政治、経済、社会、文化のすべての領域におけるロマの啓蒙と解放であり、ロマに対する差別の解消であった。すなわち、ロマの自主的な発展と権利行使を実現するために、ユーゴの社会経済生活の中で周縁に置かれている状況を変えようとする活動が実施されたのである。一面では、社会生活における貧困状態から脱することによってロマに対する偏見・蔑視・差別からの解放を志向し、他面では多数者社会への統合を強調しながらも、ロマとしての独自の文化を維持しつつ歴史的に継続されてきた抑圧からの解放を訴える。かかる二つの側面を両輪として、ロマ運動は地位の承認を求めるものになっていったと考えられる⁶⁶⁾。

もう一つ重要な点として、1970年代のロマ運動は地域的な運動にとどまらず、国境を超えた運動を志向していたことが指摘できる。1971年にロンドンで初めて開かれた世界ロマ会議や、1978年の第二回世界ロマ会議の後に組織化された国際ロマ連盟の活動は、ロマ運動の国際的な展開と、多様な諸共同体を一括りにした民族としてのロマの承認を求める動きへとつながった。この動きは、東西冷戦構造が維持される中でブロックにとらわれない民族運動としての性格を帯びたことも特徴と言える。運動はロマとされる人々を大勢動員するような大規模なものではなく、限られた活動家たちによるロビー活動が中心であったが、1979年には国際連合の経済社会理事会においてロマに対してオブザーバーとしての地位が承認されるなど一定の成果を出し、ロマ運動を国際社会において印象づけた⁶⁷⁾。

第一回世界ロマ会議で議論された事項は、ロマの民族としてのシンボル

(旗、歌)の決定と、次世代に対するロマの言語による教育、第二次世界大戦時の虐殺に対する認知の拡大と補償請求の運動であった⁶⁸⁾。これらの事項は、ロマとしてのアイデンティティの確立と次世代への継承、歴史的な迫害に対する認知の要求とその延長線上にある今日のロマ差別に対する抵抗として把握できる。ロマ運動は、多くの成員が差別に苦しみ、社会経済的に困難な状況にあるという実態の上に、運動の目的と諸共同体間の協力を確保しようとしたのである⁶⁹⁾。

ただし、運動が個々の成員のアイデンティティとどのように関係し、どの程度ロマとされる人々自身によって受け入れられ拡大したかは別の問題である。元欧州ロマ・トラヴェラーズフォーラム代表のジャド・ニーレンバーグ (Jud Nirenberg) によると、国際ロマ連盟で継続的に活動していたメンバーはごく少数の限られた人々であり、なおかつ実際にロマとされる人々の利益になるような活動は実現できなかったとされる。活動家はロマ民族のシンボルを形成することに注力したが、ロマとされる人々の多くが直面する差別や貧困対策について、具体的な計画・方針を持たなかったと批判しているのである⁷⁰⁾。また、ロマ活動家の中でも活動に対する取り組みや参加には格差が存在し、一部のメンバーによってロマ運動が独占される状況に対して不満を抱く人々も存在した⁷¹⁾。

さらに、ロマという民族的括りに反発してロマ運動に自己同一化しなかった人々も多数存在した。ユーゴでは1971年の人口調査の頃から「エギプチャニ (Egipćani)」⁷²⁾として自認する人々による運動が、マケドニアやコソヴォを中心として展開された。かかる運動の参加者たちは「ツイガン」として呼称されることを拒否し、同時にロマとしてのアイデンティティをも否定した。また、この人々の中にはアルバニア語話者やムスリムが多いことからアルバニア人に含まれることも多かったが、その圧力も拒否した。そうした他者によるカテゴリー化に対する抵抗として、人口調査を契機に運動が展開されたのである⁷³⁾。

この運動は人口調査のたびに活発化し、1981年の人口調査ではエギプチャニと自認する人々や、「ジプツィ (Đupci)」として宣言する人々が少なくとも数百人存在した。人口調査の結果では、前者は「不明」の項目に振り分けられ、後者は「ロマ」の項目に集計された。この調査結果に対する反発から署名活動が行われ、コソヴォだけで約4,000名もの署名が集められた。最終的に1991年に行われたマケドニアでの人口調査結果において、初めてエギプチャニという項目が独立して立てられることとなった⁷⁴⁾。

エギプチャニの人々の事例は、ユーゴにおける民族カテゴリーが制度化され、ロマ運動が定着していく中で、ロマとは異なるアイデンティティを持った人々の運動が「ツィガン」と見なされてきた人々の中から生まれたことを示している⁷⁵⁾。ロマとエギプチャニの運動の分化は、もともと「ツィガン」という呼称が多様な人間集団を一括りにしてきたことから生じたものであり、同時にロマや「ツィガン」というカテゴリーに付与されるスティグマに対する忌避から生まれたものでもある。エギプチャニの活動家は、自分たちが歴史的に遊動生活を営むことなく地域社会の中での定住という生活形態をとり、比較的水準の高い経済生活を送り、高度な職業訓練を必要とする専門的な職人仕事を営んできたと主張した⁷⁶⁾。これは裏を返せば、エギプチャニの側、あるいは多数者社会の側からの、ロマに対する「遊動生活、貧困、非専門職」という固定的なイメージを示している。ここでは、経済生活における価値規範が文化的価値と結びつきながら、他者イメージと自己のアイデンティティを作り出していることが見て取れる。ロマの運動が社会経済生活の改善に重点を置くことによって、かえってロマとしての負のイメージを強化し、その運動から距離を置く論理を導出したと言えよう。

第二節 自主管理社会主義下でのロマの対象化

では、上記のごとくロマ運動の中で社会経済的困窮が問題化された根底には、どのような論理が働いていたのであろうか。

ユーゴ政府の政治的イデオロギーにかかわる転換点はいくつか存在したが、多民族政策に関して決定的な影響を及ぼしたのは、コミンフォルム追放以降の人民民主主義の見直しと自主管理社会主義の導入であった。それによって、当初は人民の統一という目的の後景に退いていた民族というカテゴリーが、1970年代にはナロード、ナロードノスト、エスニック集団という異なる地位として憲法上に規定・制度化された。旧ユーゴ王国および枢軸国の支配に対するアンチテーゼと多民族的なパルチザン運動に内在していた民族的多様性への選好は、自主管理の制度化によって具体的な形をとったのである。ロマの運動が活性化したのはその制度下においてであった。それゆえ、ロマの政治的主張は自主管理社会主義の理念に枠付けられる形で展開された。

自主管理社会主義は、その論理的帰結として民族自決の制度化を導き、ナロード、ナロードノスト、エスニック集団という階層構造の内に実現されることによって、民族カテゴリーに基づく政治運動が立脚する土台として機能したのである。そこで認められた民族の権利は、特定の共和国や自治州を自らの政体として保持する自決権の他に、自らの言語、文化を維持・発展させるための権利であった。ロマの場合には、どの政体にも一定数が居住しながら、どの政体においても多数者として位置づけられず、さらには「母国」も存在しなかったために、当初はナロードノストとして位置づけられることがなかった。それゆえ、自らの言語と文化を振興する活動の他にナロードノストとしての承認を求める活動が行われたのである⁷⁷⁾。

かかる運動の中でロマの社会経済的地位の問題は、ロマとされる人々の多くが現実には置かれている困難の一形態であると同時に、ロマに付与されたスティグマとしての意味も有していた。ロマの活動家は、一方ではロマの多くが差別に苦しみ経済的な限界状況にあるということを認めながら、他方でそれをロマの常態として捉えることを忌避し、貧困をロマの生活文化と結びつけることに対して慎重になった。だからこそ「非ロマ」の研究者や政治家が、

ロマの経済的貧困とそのアイデンティティを直接に関係させる言説を提示した際、歴史的に形成されてきた多数者社会に対するロマの不信と相まって、強い抵抗を引き出すこととなった⁷⁸⁾。

それゆえ、ロマが経済的貧困から脱却するための運動は、貧困状態をロマ自身のアイデンティティと結びつけることなく、なおかつロマを多数者社会へ同化ではなく統合するものでなければならなかった。ロマとされる人々の多くが多数者社会の中に統合されていない状況では、ロマに対する差別の解消や社会組織・企業団体等による活動を通じた政治的活動は困難である。そのため、生活環境の改善はロマ運動における直接の目的としてではなく、ロマの啓蒙と解放という大枠の目的へ向かう中での実質的な必要条件として認識されていたと考えられる。すなわち、自主管理社会主義イデオロギーに基づく統治の下で、ロマの自主的な発展を可能にするための前提として、ロマとされる人々の社会経済的な地位が問題化されたのである。

ユーゴにおける民族の制度化は、マルクス主義理論が想定したような経済発展によって解消される合理的な民族概念以上に、非合理的な要素・意識に基づく集団としての民族概念を浮かび上がらせる結果になった。その中でロマ運動は、民族を実体化させようとする運動の過程で、経済状況を非本質化しつつ運動の目的に関連付けようとした。したがってユーゴ多民族政策は、民族を政治的文脈の中に実体として位置づけると同時に、自主管理イデオロギーを通じて社会経済状況を各民族意識・運動に翻訳する仕組みとして作用したのである。

おわりに

ユーゴの多民族政策は、第二次世界大戦期の内戦と戦後直後のコミンフォルム追放が政治過程上の主要因となって形成されたものであった。その理論的根拠となった自主管理社会主義は、レーニンらの「正統」マルクス主義理

論を踏まえたイデオロギーであり、各民族の自律を保障した上でユーゴの自立と統一を正統化するものであった。ロマの民族としての運動は、かかる多民族政策の発展過程と軌を一にして生じたものであった。

ロマ運動を導いた非合理的な要素とは何であったか。それは民族としてのシンボルである旗、歌、言語、歴史などもさることながら、何より迫害の客体とされてきたことに対する抗議を込めた抵抗意識であった。戦前にはユーゴ国内においても一部の協同組合活動としてのみ展開されていたロマの運動が、1970年代には国際的な運動と連動して展開された。この背景には、ユーゴ国内での改革、世界的な民族運動の高まりという同時代的状況が存在したが、その中で第二次世界大戦時の虐殺を頂点とする迫害の記憶が、ロマの人々に諸共同体間の違いを超えて協力させるシンボルとして機能したと考えられる。

一方で、「伝統的な遊動生活」というイメージに代表される「独自の文化」を有した共同体という論理は、少なくともユーゴのロマ運動の中では前面に出てこなかった。文化という側面は、むしろ言語、芸術、音楽等の分野において強調された。これは遊動生活のイメージがロマ運動に参加する多くの人々の生活実態と異なっていたということに加えて、自主管理社会主義下での民族発展の論理という制約に応じたためであると考えられる。それゆえロマの置かれている社会経済的状态は「独自の生活様式」に由来するものではなく、ロマを取り巻く社会的差別や個々のロマの怠惰、あるいは単純に経済構造の問題として語られるようになった。ロマ運動はロマが営む経済生活を非本質化しながら、現実の社会経済状況の改善を目指したのである。

ではロマ運動の事例が示唆する、社会主義ユーゴの多民族政策の限界と可能性とは何であろうか。一つの明白な限界は、社会問題が民族という枠に沿って構造化されたという点である。ロマの事例では、基本的に合理的制度として設計される資本制下での経済生活上の貧困が、ロマを自認しない人々によってロマの特徴として対象化された。ロマ運動はそれに対抗してロマと

社会経済的困窮とを直接結びつけることを否定しながら、その状態からの脱却を唱えることとなった。にもかかわらず、ロマの貧困は多民族政策下でのロマ運動の中で訴えられることによって、民族という枠組みを通じて問題化されたのである。社会経済的貧困について、必ずしも民族というカテゴリーに沿った問題化が有効であるとは限らない。しかし、ロマと貧困状態の関係については、両者を直接的に結びつける傾向が現代欧州におけるロマ保護運動にも共通する。

その一方で、ロマ運動が展開されたのは民族の自決と平等という理念に基づいてのことであった。理論上は将来的な消滅を運命付けられ、実態上は不平等な階層構造を採用していた多民族政策は、空疎な内容に見えながらも現実のロマ運動を導くこととなった。現実の社会において、諸個人が自らの有する非合理的なバックグラウンドを契機とする矛盾に直面した際、究極的には合理的方法によってのみ解決しうるものではないと考える。ロマとされる人々の社会経済状況が改善されることと、ロマのマイノリティとしての政治・社会的位置づけが解消されることは同じではない。そうであるならば、個人の根として否定しえない非合理的な要素を土台にした社会運動が政治的な場で受容される必要がある。その一つの形態として、社会から疎外され続けてきたロマの人々による運動を、現実に導くこととなったユーゴ多民族政策には可能性が存在したと言えよう。

本稿が明らかにしたユーゴ多民族政策の限界と可能性は、マイノリティの保護・承認のジレンマと重なる。ある個人が直面する問題を、特定のカテゴリーへの所属を通じて解釈することは、そのカテゴリーにマイノリティとしてのスティグマを付与することになる。しかし実際に、個人が直面する問題が非合理的な要素に基づく特定のカテゴリーへの同一化と結びついているのであれば、その問題が解消されるためには、まずマイノリティとしての社会的位置づけが認識されなければならない。ユーゴにおけるロマ運動は、このジレンマの間隙を縫って展開された。迫害に対する抵抗に基づく連帯や、

貧困問題の脱本質化という方向性は、ロマとしての個別性と非差別・脱貧困という普遍性の狭間で見出された道であったと理解できる。ユーゴ多民族政策という民族の個別性を制度化する政策を背景にしながら、迫害・貧困という普遍的課題に向き合うために、国民国家の枠を超えた非領域的な民族運動へ向かったと考えられるのである。

ユーゴ多民族政策は、1980年代以降の複層的な正統性の危機によって機能不全を起こし、最終的に連邦国家の解体によって潰えた。ロマとされる人々は、紛争の過程でまたしても迫害の対象となった。しかし、ロマの民族としての運動は継続され、さらに1990年代以降には欧州規模でのロマ保護政策が展開されることとなる。この、欧州においてロマ運動とロマ保護政策が同時に展開される経緯と、それがいかなるイデオロギーに基づいていたのかという問いについては、別稿にて検討したい。

注

- 1) Annalisa Leandaro, "A 'European Migrant Crisis'? Some Thoughts on Mediterranean Borders", *Studies in Ethnicity and Nationalism*, 16 (1), 2016, pp.150-154.
- 2) クリスチャン・ヨブケ (遠藤乾、佐藤崇子、井口保宏、宮井健志訳) 『軽いシティズンシップ：市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』(岩波書店、2013年) 225-239頁。
- 3) マックス・ウェーバー (林道義訳) 『理解社会学のカテゴリー』(岩波書店、1968年) 81-83頁。「合理性」と「非合理性」という概念について、前者は特定の目的・価値に対して適合するような行為にかかわる主観的な因果関係および意味づけを示し、後者はそれ自体が究極的な目的・価値として機能するような行為の意味づけ、あるいは主観的意思によって選べない意味づけを示すこととする。同上、13-19頁。
- 4) ヨブケ、前掲書、147-150頁。
- 5) カラーブラインド・イデオロギーについては、長島怜央『アメリカとグアム：植民地主義、レイシズム、先住民』(有信堂、2015年) 21-36頁を参照。
- 6) アーヴィング・ゴッフマン (石黒毅訳) 『スティグマの社会学：烙印を押されたアイデンティティ』(せりか書房、2001年) 182-183、202-203、207-209頁。
- 7) 具体的には「セルビア人」、「クロアチア人」、「スロヴェニア人」、「マケドニア人」、「モンテネグロ人」、1971年以降の「ムスリム人」を指した。
- 8) ナロードノストとエスニック集団の分類については、ユーゴの外に「母国」が存在する民族をナロードノストとし、それ以外の少数民族をエスニック集団とするという解釈が

- 存在した。しかし、「母国」を持たない「ルシン人」や「ロマ」が、場合によってナロードノストに含まれるケースもあり、一定の原則ではなく政治的決定による区分であったと言える。Audrey Helfant Budding, "Nation/People/Republic: Self-Determination in Socialist Yugoslavia", in Lenard J. Cohen and Jasna Dragović-Soso (eds.) *State Collapse in South-Eastern Europe*, Indiana: Purdue University Press, 2008, pp.102.
- 9) *Ibid*, pp.92-93. Dejan Jović, *Yugoslavia: A State that Withered Away*, Indiana: Purdue University Press, p.8.
 - 10) Dejan Jović, "Fear of Becoming *Minority* as a Motivator of Conflict in the Former Yugoslavia", *Balkanologie*, 5 (1-2), 2001, paras.3-4. <<http://balkanologie.revues.org/674>> (最終検索日: 2016年7月13日)。
 - 11) ロマ、「ジプシー」、「ツィガン」等と呼称される人々の名称をいかに表記するのが適切かという議論については、水谷驍『ジプシー: 歴史・社会・文化』(平凡社、2006年) 35-43頁。金子マーティン「特定の間人集団の呼称は自称と他称のみなのか—関口義人『ジプシーを訪ねて』を読む』(『寄せ場: 日本寄せ場学会年報』第24号、2011年)、266-269頁、等を参照のこと。本稿では詳細な議論には立ち入らないが、個人・集団双方のレベルで当事者のアイデンティティと他者による対象化のギャップが常に存在することを踏まえながら、基本的にはロマと表記する。
 - 12) 日本語による研究としては、大庭千恵子の論文がユーゴ連邦時代におけるロマの政治的地位について触れている。しかし、議論の中心はユーゴ崩壊以降のロマの政治的地位づけについてであり、なおかつマケドニア共和国の領域に限定されている。大庭千恵子「旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国におけるロマの政治的ポジション(1991-2014)」(『広島国際研究』第20号、2014年、8頁)。
 - 13) Милтин Прокић, „Социјално-Економске Карактеристике Рома у Југославији“ (ミルティン・プロキチ「ユーゴスラヴィアにおけるロマの社会・経済的特徴」), у Мирош Маура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.104-113.
 - 14) Rajko Đurić, *Seobe Roma: Krugovi Pakla i Venac Sreće* (ライコ・ジュリチ『ロマの旅: 地獄の円環と幸福の花輪』), Beograd: Beogradski Izdavačko-Grafički Zavod, 1987. Dragoljub Acković, *Istorija Informisanja Roma u Jugoslaviji 1935-'94 (drugo)* (ドラゴリュブ・アツコヴィチ『ユーゴスラヴィアにおけるロマの広報史 1935-94 (第二版)』), Novi Sad: Društvo Vojvodine za Jezik i Književnost Roma, Romski Kulturni Klub, 1994.
 - 15) Aidan McGarry, *Who Speaks for Roma?: Political Representation of a Transnational Minority Community*, London: Continuum, 2010, p.2.
 - 16) エドヴァルド・カルデリ (高屋定國、定形衛訳)『民族と国際関係の理論: 世界政治と平和共存』(ミネルヴァ書房、1986年) 86-96頁。エドヴァルド・カルデリ (山崎洋、

- 山崎那美子訳『自主管理社会主義と非同盟：ユーゴスラヴィアの挑戦』（大月書店、1978年）5-11頁。
- 17) カルデリ、前掲『民族と国際関係の理論』48-49頁。
 - 18) 苑原俊明「『人民の自決と同権の原則』という概念の再検討」（『東欧史研究』第8号、1986年、30-32頁）。「分離を含む自決の権利」は、自決主体に自由な分離を認めるものではなく、ユーゴ連邦形成にかかわる正統性の導出根拠であると解釈されていた。そのためユーゴ解体過程においては、この条項が共和国の分離独立を正統化するものか否かという点が問題になった。Helfant Budding, *op.cit.*, pp.108-109.
 - 19) АВНОЈ, *Прво и Друго Заседање Антифашистичког Већа Народног Ослобођења Југославије: по Стенографским Белешкама и Другим Изворима* (AVNOJ「第一回・第二回 AVNOJ 会合：議事録と付属資料」), Београд: Президијум Народне Скупштине ФНРЈ, 1953, стр.227.
 - 20) Helfant Budding, *op.cit.*, p.96. アレクサンダル・バヴコヴィチは6つの共和国が「国民国家」として作られたわけではなかったことを強調している。Aleksandar Pavković, “Multiculturalism as a Prelude to State Fragmentation: The Case of Yugoslavia”, *Journal of Southern Europe and the Balkans*, 3 (2), 2001, pp.133-134.
 - 21) 苑原俊明「AVNOJ 第2回会議議決とユーゴスラヴィアの連邦化」（『スラヴ研究』第34号、1987年、182頁）。柴宜弘「多民族国家と少数民族問題：ユーゴスラヴィアのアルバニア人の場合」（『千葉経済敬愛大学研究論集』第31号、1987年、198-200頁）。
 - 22) 苑原、同上、183-184頁。
 - 23) ユーゴがコミンフォルムから追放された経緯については、木戸蔚「ソ連＝ユーゴスラヴィア関係史：第二次世界大戦から1948年まで」（立川文彦編著『国際政治の史的構造』ミネルヴァ書房、1968年、189-198頁）を参照のこと。
 - 24) 柴宜弘「ユーゴスラヴィア：1945-1948年」（『歴史学研究』第465号、1979年、32-33頁）。
 - 25) 自主管理の理念は、官僚主義の問題とソ連によるユーゴの抑圧を重ねあわせることによって生まれた。つまり、ユーゴ連邦の政治指導者は、ユーゴ独自の社会主義政策、外交政策に対するソ連の強権的な批判は、労働過程を強権的に管理する官僚の姿勢と同形であると考えた。そして、労働者自身による自主的な管理制度を志向することによって、社会主義的發展の道筋を定めるとともに、ソ連型社会主義の陥穽を克服した社会主義国としての正統性を導出しようとしたのである。笠原清志「労働者自主管理」（柴宜弘、伊東孝之、南塚信吾、直野敦、萩原直監修『新版 東欧を知る事典』平凡社、2015年、628-629頁）。
 - 26) Helfant Budding, *op.cit.*, pp.102-103. かかる変化は、1960年代から70年代における各ネーションのナショナリズム運動の高揚という文脈に位置付けられる。1960年代の改革派の台頭以降、ボスニアにおけるムスリム民族承認を要求する運動、コンヴォのA

- ルバニア系住民の運動、クロアチアにおける分権化要求運動など、各地でナロード、共和国、ネイションの意味・地位の再解釈をめぐる運動が展開されたのである。柴、前掲「多民族国家と少数民族問題」205-210頁。
- 27) *Ustav Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije* (「ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法」), Beograd, 1963, čl.1. *Ustav Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije*, Beograd, 1974, čl.1.
- 28) *Ustav Socijalističke Republike Hrvatske* (「クロアチア社会主義共和国憲法」), Zagreb, 1963, čl.1. *Ustav Socijalističke Republike Hrvatske*, Zagreb, 1974, čl.1.
- 29) Filip Škiljan, “Kratak Pregled Povijesti Nacionalnih Manjina Grada Zagreba” (フィリップ・シュキリヤン「ザグレブ市のナショナル・マイノリティ史概観」), u Dragutin Babić, Filip Škiljan i Drago Župarić-Ilić (ur.) *Nacionalne Manjine u Zagrebu: Položaj i Perspektive*, Zagreb: Plejada, 2011, str.100-101.
- 30) Paul Shoup, “Yugoslavia’s National Minorities under Communism”, *Slavic Review*, 22 (1), 1963, pp.74-78.
- 31) ユーゴ連邦の民族政策とマルクス主義理論全般の関係については、Pedro Ramet, *Nationalism and Federalism in Yugoslavia, 1963-1983*, Indiana: Indiana University Press, 1984, pp.43-63. を参照のこと。
- 32) 巢山靖司「マルクス・エンゲルスと nationalism (上)」(『アジア・アフリカ研究』第32巻2号、1992年、76-86頁)。
- 33) レーニン「民族問題にかんするテーゼ」(マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編『レーニン全集 第十九巻』マルクス=レーニン主義研究所訳、大月書店、1964年、247-256頁)。レーニンの主張においては、分離権を含む民族自決権が認められる一方で、実際に分離権を行使することは望ましくないものとされていた。また、「ユダヤ人」についての議論では自決権が明確に否定されているように、民族意識それ自体に自決主体としての源泉が見出されていたわけではない。塩川伸明『民族と言語：多民族国家ソ連の興亡I』(岩波書店、2004年)40-41頁。田中克彦『言語からみた民族と国家』(岩波書店、1991年)100-101頁。
- 34) スターリン(全集刊行会訳)『マルクス主義と民族問題』(大月書店、1953年)64-69頁。
- 35) 南野泰義「民族理論の再検討—スターリンと民族問題」(『日本の科学者』第27巻5号、1992年、286-290頁)。雀部幸隆「民族問題に関するレーニン最後の覚書について」(『名古屋大学教養部紀要』第25号、1981年、137-138、164-167頁)。
- 36) カルデリ、前掲『民族と国際関係の理論』47-50頁。
- 37) 民族の平等は社会主義の発展という目的と表裏一体であった。それゆえ、その目的が現実味を失った時に、民族自決は平等を担保する論理から不平等な支配=非支配関係を正当化する論理に転化された。岩間一雄の、「私的所有は、国家 nation state の手に

- よってなされるのであるから、私的所有は種的所有たるほかない。私的所有の復権とともに、種的所有を争う民族紛争が噴出するのは、きわめて論理一貫した経過である」という指摘は興味深い。もっとも、「論理一貫」しすぎていたがゆえに、「民族紛争」という構図にあらゆる問題が放り込まれたとも言える。その意味で、ユーゴ紛争を「階級形成闘争」として見る岩田昌征の論と併せて重要な指摘である。岩間一雄「現代におけるナショナリズムと平和」(『日本の科学者』第28巻8号、1993年、8頁)。岩田昌征『二〇世紀崩壊とユーゴスラヴィア戦争—日本異論派の言立て』(御茶の水書房、2010年)125-138頁。
- 38) Judith Okely, *The Traveller-Gypsies*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983, pp.231-232. アンガス・フレーザー (水谷驥訳)『ジプシー：民族の歴史と文化』(平凡社、2002年)391-401頁。ニコラ・マルティネス (水谷驥、左地亮子訳)『ジプシー(新版)』(白水社、2007年)37-41頁。水谷、前掲書、107-127頁。
- 39) Acković, *nav.dj.*, 46-47.
- 40) *Isto*, str.43-53.
- 41) デーヴィッド・クローウェ (水谷驥訳)『ジプシーの歴史：東欧・ロシアのロマ民族』(共同通信社、2001年)338、343-344頁。
- 42) 同上、337-346頁。Škiljan, *nav.dj.*, str.81. Đurić, *nav.dj.*, str.67-68. Danijel Vojak, „Romi u Popisima Stanovništva iz 1921. i 1931. na Području Hrvatske“ (ダニエル・ヴォヤク「クロアチアの領域における1921年、1931年人口調査でのロマ」), *Migracijske i Etničke Teme*, 20 (4), 2004, str.449-453. Danijel Vojak, „Romi u Podravini (1880.-1941.)“ (ダニエル・ヴォヤク「ポドラヴィナにおけるロマ(1880-1941年)」), *Podravina*, 4 (7), 2005, str.120-121.
- 43) Hrvoje Matković, *Povijest Nezavisne Države Hrvatske (drugo)*, (フルヴォイエ・マトコヴィチ『クロアチア独立国の歴史(第二版)』) Zagreb: Naklada P.I.P. Pavčić, 2002, str.288-292.
- 44) Mark Biondich, “Persecution of Roma-Sinti in Croatia, 1941-1945”, in United States Holocaust Memorial Museum, *Roma and Sinti Under-Studied Victims of Nazism: Symposium Proceedings*, Washington, D. C.: Center for Advanced Holocaust Studies United States Holocaust Memorial Museum, 2002, pp.34-37.
- 45) Република Србија Републички Завод за Статистика, *Стално Становништво по Народности, Попис 1948* (セルビア共和国統計局『ナショナリティごとの人口、1948年調査結果』), <<http://pod2.stat.gov.rs/ObjavljenePublikacije/G1948/Pdf/G19484001.pdf>> (最終検索日：2016年7月21日)。
- 46) 公式にエスニック・カテゴリーとして認められない人々も存在し、たとえば「ウクライナ人」と回答した人の場合は、1971年の人口調査まで「ロシア人」の中に含まれていた。Neven Hrvatić i Suzana Ivančić, „Povijesno-Socijalna Obilježja Roma u Hrvatskoj

- “（ネヴェン・フルヴァティチ、スザナ・イヴァンチチ「クロアチアにおけるロマの歴史・社会的特徴」）, *Društvena Istraživanja*, 9 (2-3), 2000, str.258.
- 47) Đurić, *nav. dj.*, str.76.
- 48) William G. Lockwood, “East European Gypsies in Western Europe: The Social and Cultural Adaptation of the Xoraxane”, *Nomadic Peoples*, 21-22, 1986, p.63.
- 49) Acković, *nav. dj.*, str.93
- 50) SKJ 第9回大会は1969年3月に開かれ、第7決議では成果主義的賃金制度の導入と、同時に高賃金者が社会福祉への拠出を負担する「社会主義的団結」が提唱されている。Branko Petranović i Momčilo Zečević, *Jugoslavija 1918.-1988.: Tematska Zbirka Dokumenta (drugo)* (ブランコ・ペトラノヴィチ、モムチロ・ゼチュエヴィチ『ユーゴスラヴィア1918-1988年：主題別文書コレクション（第二版）』), Beograd: Izdavačka Rada Organizacija „RAD“, 1989, str.1134-1135.
- 51) Đurić, *nav. dj.*, str.81.
- 52) Драгољуб Ацковић, „Конституционални Проблем Рома“（ドラゴリュブ・アツコヴィチ「ロマの憲法上の問題」）, у Мирош Маџура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.17-23.
- 53) *Исто*. ボスニア・ヘルツェゴヴィナとモンテネグロに関しては、憲法条項内に一度も「エスニック集団」の文言が出てこない。
- 54) *Исто*.
- 55) マケドニア共和国にはスコピエ近郊のシュト・オリザリを中心として多くのロマが居住しており、ロマの地位を認めることに対して積極的な地域であった。大庭、前掲論文、8頁。
- 56) Đurić, *nav. dj.*, str.78-79.
- 57) Eben Friedmann, “Roma in the Yugoslav Successor States”, *ECMI Working Paper*, 82, 2014, pp.5-6.
- 58) 1974年憲法体制下での議会政治システムについては、岩田昌征『現代社会主義の新天地平』（日本評論社、1983年）149-156頁を参照。
- 59) Poulton, *op.cit.*, p.89.
- 60) 大庭、前掲論文、8-9頁。
- 61) Александра Митровић, „Роми на Границама Сиромаштва: Резултати Истраживања „Друштвени Положај Рома““（アレクサンドラ・ミトロヴィチ『貧困の限界にあるロマ：「ロマの社会的状況」の調査結果』）, у Мирош Маџура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.87-88.
- 62) ジュルジツァ・ペトロヴィチによると、1960年代まではロマに関する調査・研究は散発的なものであったが、1970年代以降、文化人類学的研究だけではなくロマの社会的・法的立場に関する研究が盛んに行われるようになった。Ђурђица Петровић,

- „Научна Истраживања Рома у Југославији“ (ジュルジツァ・ペトロヴィチ「ユーゴスラヴィアにおけるロマの科学的研究」), у Мирош Мацура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.61-64.
- 63) *Sociologija Sela* (『村社会学』), 23 (87-90), 1985. Милош, Мацура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције* (ミロシュ・マツラ編『ユーゴスラヴィアにおけるロマの発展: 問題と傾向』), Београд: САНУ, 1992.
- 64) Прокић, *нав.дј.*, стр.105-106.
- 65) Dragoljub Acković, *Romi u Beogradu: Istorija, Kultura i Tradicija Roma u Beogradu od Naseljavanja do Kraja XX Veka* (ドラゴリユブ・アツコヴィチ『ベオグラードにおけるロマ: ベオグラードにおけるロマの歴史、文化、伝統一定住から 20 世紀の終わりまで』), Beograd: Rominterpres, 2009, str.307-308.
- 66) „Приоритетна Питања Развика и Модернизације (Белешка са Панел Дискусије)“ (「発展と近代化についての優先的な問題 (パネル・ディスカッション記録)」), у Мирош Мацура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.233-235.
- 67) フレーザー、前掲書、408-410 頁。久野聖子「ヒターノであり、スペイン人であること—ヒターノの土着性についての一考察」(『言語文化』第 12 卷 1 号、2009 年、139-140 頁)。Zoltan Barany, *The East European Gypsies: Regime Change, Marginality and Ethnopolitics*, New York: Cambridge University Press, 2002, p.259.
- 68) Donald S. Kenrick, “The World Romani Congress”, *Journal of the Gypsy Lore Society: 3rd Series*, 50, 1971, pp.102-105.
- 69) 世界ロマ会議の初代会長にはベルベルスキが就任した。また、ロマの民族歌に、ベオグラード出身のジャルコ・ヨヴァノヴィチ (Žarko Jovanović) が作曲した「ジェレム・ジェレム (Gelem Gelem)」が採用されたように、ユーゴスラヴィア出身のロマ活動家が国際的なロマ運動に積極的にかかわっていたことが看取される。
- 70) Jud Nirenberg, “Romani Political Mobilization from the First International Romani Union Congress to the European Roma, Sinti and Travellers Forum”, in Nando Sigona and Nidhi Trehan (eds.) *Romani Politics in Contemporary Europe: Poverty, Ethnic Mobilization, and the Neoliberal Order*, London: Palgrave Macmillan, 2009, pp.97-100.
- 71) 1990 年代には、内部対立が続いたことで国際ロマ連盟の活動は一時停止した。対立の要因としては、当時の議長であったライコ・ジュリチをはじめ、国際ロマ連盟の活動家の多くがユーゴを含む旧社会主義諸国出身者であり、集権的、権威主義的な運営を行っていたこと、不透明な金銭取引を行っていたこと等が指摘されている。Barany, *op.cit.*, pp.259-262.
- 72) 「エジプト人」を意味する。
- 73) Elena Marushiakova and Vesselin Popov, “New Ethnic Identities in the Balkans: The Case

- of the Egyptians”, *Facta Universitatis, Series: Philosophy and Sociology*, 2 (8), 2001, pp.471-472.
- 74) *Ibid.* Ger Duijzings, “The Making of Egyptians in Kosovo and Macedonia”, in Cora Govers and Hans Vermeulen (eds.) *The Politics of Ethnic Consciousness*, London: Macmillan Press, 1997, p.200. 大庭、前掲論文、6頁。
- 75) 「エジプト人」と自称する人々自体は、中世からバルカン半島に存在した。Rubin Zemun, *History of the Balkan Egyptians*, Strasbourg: Council of Europe, 2010, pp.4-5, <http://www.coe.int/t/dg4/education/ibp/source/FS_1_10.5.pdf> (最終検索日: 2016年6月20日)。
- 76) Duijzings, *op. cit.*, pp.201-202.
- 77) Рајко Ђурић, „Без Права Нема Демократије“ (ライコ・ジュリチ「権利無くして民主主義無し」), у Мирош Мацура (ур.) *Развитак Рома у Југославији: Проблеми и Тенденције*, Београд: САНУ, 1992, стр.5-9.
- 78) 水谷驍「19世紀末の『ジプシー』大移動」(駒井洋、江成幸編著『ヨーロッパ・ロシア・アメリカのディアスポラ』明石書店、2009年、282-283、291-293頁)。水谷驍によれば、ロマのインド起源説を批判し、近代資本制社会で周縁化された人々に起源を求めたニコル・マルティネスの議論は、ロマの民族性を否定するものとしてロマ活動家から強く批判された。さらに水谷は、「非ロマ」の専門家がロマ運動に深くかかわり、ロマの民族としてのインド起源説を強硬に主張したことで、ロマに関する学問的な議論を困難にしたと論じる。学問における方法の客観性が重要であることは言をまたないが、「彼らを規定するのは、同じような排除から生じる同じ社会的行動であって、文化や言語ではない。彼らは、社会学的な集団、階級あるいは階層なのである」、というマルティネスのロマに関する説明は、19世紀マルクス主義者の「ユダヤ人」に関する議論を思わせるものがあり、ロマ・アイデンティティを護持する人々にとっては受け入れがたい言葉であったと考えられる。マルティネス、前掲書、50頁。